

小田原漁港漁具倉庫条例施行規則の一部改正等に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原漁港漁具倉庫条例施行規則の一部改正等
政策等の案の公表の日	令和7年10月15日（水）
意見提出期間	令和7年10月15日（水）から令和7年11月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、水産海浜課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

(1) 漁具倉庫を使用できるものに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	漁具倉庫を使用できるものに、国及び地方公共団体、水道、電気及びガスの供給事業者が含まれるか。 また、これら及び水産関係者以外のものに直近1年で使用を許可したことがあるか。	D	漁具倉庫を使用できるものに含まれません。また、直近1年で使用を許可したことはありません。

(2) 許可期間と使用料の調定に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	使用期間の上限を規則内で定めるべき。	D	小田原漁港の占用許可の期間と整合させ、負担軽減を図るものであるため、神奈川県漁港管理条例と整合を図ったものです。
2	複数年の使用を許可した場合も全期間分を一括して徴収するのか。 また、一括で徴収した場合に、使用期間2年目以降に還付が生じた場合の対応はどうか。	C	施行規則第3条に定めた、使用料の徴収方法により、全期間分を一括して徴収することになりますが、使用者の負担が大きいことや、還付が生じた場合などを踏まえ、ご意見を参考とさせていただきます。

(3) 更新手続きに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	複数年の許可により、更新手続き漏れが生じるのではないか。	B	小田原漁港の占用許可の期間に合わせることができるため、更新手続きに漏れが生じることはないと考えています。

(4) その他

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	漁具倉庫使用許可書（様式2号）に行政不服審査法における教示文が記載されていないが、この許可は行政処分か。	D	当該使用許可は、行政許可となります。様式に教示文の記載はありませんが、交付時に記載するものです。

4 その他

市民意見の募集を行いました。次の規則等については、以下の理由により改正等を見送ることとします。

ご意見をお寄せいただいた中で誠に恐縮ですが、ご理解いただきますようお願いいたします。

改正等しない規則等	小田原漁港漁具倉庫条例施行規則 小田原漁港漁具倉庫条例施行規則審査基準（特例による使用許可） 小田原市漁港管理条例審査基準（特例による占用許可期間）
改正等しない理由	当初、施設使用者等の更新手続きの負担軽減を図るため、施行規則等の改正等が必要と考えたが、調整を進めていく中で、施設使用者の負担が軽減されない可能性が生じたため